

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！

パート・非常勤部会ニュース_{no.2}

大阪市北区錦町2-2 国会会館1F 大阪労連パート・非常勤部会 2006・10・25

第66回労働政策審議会雇用均等分科会を傍聴

行ったよ 聞いたよ エー！ なに～っ 

年内取りまとめに向けてパート労働法改正が急ピッチで審議されています

10月23日(月)PM5時～7時まで、第66回労働政策審議会雇用均等分科会が開催され長岡が傍聴に行きました。(実は前回2回とも傍聴を断られていました)少し早めに着いたら、厚労省前で連合が集会をしていました。今日からパート労働法改正に向けた本格的審議が始まるというので集会を行っていたようです。UIゼンセン、電機連合、全国ユニオンの各女性審議委員がそれぞれマイクを握り、全国ユニオンの鴨さんは「20年働いて、500円から始まって375円しか時給が上がらず、仕事は係長並みにしているパート。コンビニ店長は時給に50円プラスだけで店長の仕事をしている。希望をもって働ける社会を作りたい」と訴えていました。

論点整理に基づき、今回は均衡処遇について審議されました。

———使用者側委員の言いたい放題に「おされぎみやったなあ」と感じました———

論点整理では、労働条件の明示や就業規則の作成、賞与の支給、各種手当の実施、福利厚生、通常の労働者への転換は平成13年と17年の数字を比較するといずれも改善されています。が、退職金については改善されていないという数字が示されています。(厚労省ホームページで公開)

労働者委員は底上げや全体のパート処遇改善を主張していましたが、「底上げとはどういうことか、パートのコストで事業しているのに」という使用者委員、「全体の底上げとは何をイメージしているのか。賃金を上げるのは正社員も一緒。法律で最賃はわかるが、パート法で底上げとは」という公益委員、滝井労働者委員は「労働水準の底上げ、手法としてある一つに着目し全体に波及させるのか、全体を覆うルールか。」とわかりにくい論を展開。鴨労働者委員は「底上げについて考えているのは、単純にパート労働法はすべての短時間労働者が対象ではないか、正社員のパートだけが対象というのは違うのではないかと述べました。

結局、パートはさまざまな働き方の人があり、ひとくくりは難しい。まず、職務と人材活用の仕組みが正社員とおなじパート(約10%)の基本給、一時金、退職金をどうするのか。基本給については前回の指針である程度考え方が出されており、一時金、退職金、手当をどうするかという方向に議論は向かいました。一時金、退職金は使用者側は支払う必要はないと主張、公益、

労働委員は同じ職場の正規が何ヶ月という形で支払われていれば支払うべきという主張でした。各種手当についても生活関連手当はパートには払う必要はないと使用者側は主張しています。公益・労働委員から気になる発言が聞こえました。「均衡とは、パートが上がるとは限らない。正規を下げることもある」と。(もしもし、みんなで貧困になってどうするのですか！)

もうひとつの大事な点、法改正をどうするのか、「法律にしたからといってできない」「法律ではなく企業の責任でやる」など使用者側は法改正に反対をしていますが、労働委員は法改正を主張し、公益委員(分科会長)からも「守らなければならない法律を実態把握した上で検討する」という言葉がありました。次回は11月2日(木)14時から審議会が開催され、次々回に公益から論点の整理が出されます。急ピッチで審議が展開しています。

パート・非常勤の実態を審議会に届けよう!

———パート臨時労組連絡会で一言はがきに取り組みます———



傍聴参加の感想 使用者委員は、パートは有期雇用であり、短期雇用を前提に考えていると感じた。仕事も正社員は高度な新幹線通勤も行うハードな労働を前提にして、パートは比較的単純業務、短時間労働ではお金をかけられないと考えている。有期雇用がパートの労働条件の障害になっていると感じた。有期雇用問題は別の審議会での審議事項であり、雇用均等分科会では有期雇用を前提にしか話し合えないようだ。合わせた審議が出来ないのか。また、使用者委員は法改正しても罰則ないのだからと言っていて、罰則があるなあと感じた。一時金も支給するかどうかの論議で、均等待遇という言葉は聞こえなかった。

××× 使用者委員、言いたい放題やめてんか、ワースト6 ×××

パートも正規と同じように健康保険、労災に入れている。基本給は違うが、健保には8割くらい入れている。一時金、退職金など言語道断。支払う必要はない。

パートは労働条件その他も浸透している。中小企業では、本人が基本的に納得して働いているので、これ以上条件をアップする必要ない。

賞与について契約社員など基本給に組み込むことを望む声もある。月例賃金を高く欲しい人もいる。時給の中に一時金が入っている場合もある。多くは業績連動型。正規は長期勤続奨励型、パートは比較的短期間雇用。パートの退職金支払いが低いのは実態的に長期で働かないからではないか。通勤手当は、正規は新幹線通勤もいるが、パートは近いところを想定して働いている。手当では必要に応じ実費弁償型で払う。手当で、生活給的なものについてパート支給は想定していない。

やむを得ず、ずっと働いているからという議論だが、他の働く場あると考えられないのか。大都市では働く場はいろいろある。そんなひどい職場なら他に変わればいい。

有期雇用契約について告示で定められている。パートに退職金を払うのは(雇用継続の)期待を与える。それなら解雇の30日予告もやめることを労基法でやって欲しい。

格差あるのは当然という考えだ。

